

函館市限度額適用認定証の交付等に関する取扱要領

1 要旨

この要領は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 5 7 条の 2 に規定する高額療養費のうち、70 歳未満の入院等に係る高額療養費に係る限度額適用認定証の交付等に関し、同法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）および同法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号、以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 限度額適用認定証の交付等

限度額適用認定証の交付等については、省令第 2 7 条の 1 4 の 2 および厚生労働省保険局国民健康保険課長通知（平成 19 年 2 月 28 日、保国発第 0228001 号）により取り扱うが、保険料滞納世帯に対する限度額適用認定証の交付について、省令第 2 7 条の 1 4 の 2 に規定する保険者が適当と認めるものとは、次の（1）および（2）に該当する世帯とする。

- （1）限度額適用認定証の交付申請時において、保険料の滞納期間（過年度分を含む）が 5 期末満の世帯。
- （2）限度額適用認定証の交付申請時において、保険料の滞納期間（過年度分を含む）が 5 期以上であるが、納付誓約を誠実に履行している世帯、または、新たに納付誓約を行った世帯。

3 限度額適用認定証の有効期限

限度額適用認定証の有効期限については、申請のあった月から翌年（申請月が 1 月から 7 月の場合は当該年）の 7 月末日までとするが、短期証を交付されている世帯にあつては、原則、当該短期証の有効期限と同一とする。

4 限度額適用認定証の返還

限度額適用認定証を交付した後において、「函館市国民健康保険料滞納世帯に係る措置要綱」第 4 条第 1 項第 1 号または第 3 号に該当する世帯については、世帯主に対し当該認定証の返還を求めることができる。

5 高額療養費受領委任払い制度の適用

高額療養費受領委任払い制度については、限度額適用認定証が交付されている世帯で、次の高額療養費のいずれかに該当する場合に適用するものとする。

- （1）世帯合算による高額療養費
- （2）厚生労働大臣が定める療養以外による高額療養費

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。